まちづくりと一体となった河川整備について

千葉県土木部都市河川課 中山 拓也*研究第1部 次 長 石川 浩

1.はじめに

川沿いの土地利用や河川の利用等に関わらず、まちづくりと独立して河川整備が行われた結果、都市内の中小河川と沿川地域の間に様々な不整合が生じて現在に至っている。

河川審議会都市内河川小委員会は平成9年8月から5回にわたる委員会等を開催するとともに、水循環小委員会及び都市計画中央審議会基本政策部会水・緑・環境小委員会との2回の合同会議を開催してきた。

当センターはこれら委員会における資料作成や同委員会の中間報告である「河川を活かした都市の再構築の基本的な方向」(平成10年9月)のとりまとめの作業を行ってきた。本稿では、これらの内容もとり入れながら、今後のまちづくりと一体となった河川の整備についてとりまとめた概要を報告する。

2.まちづくりにおける河川の機能

河川空間は、従来からの治水機能・利水機能・環境機能に加え、親水・レクリエーション機能、生活環境機能、防災機能、収容機能、エネルギー供給機能などの多様な機能があると考えられる。

これらの機能の中で、近年都市内における河川については、治水機能を確保することはもちろん、特に都市の防災機能を確保する空間、身近な環境空間、都市活動を支える空間としての役割が期待されている。

3.都市内河川の果たすべき役割

3 - 1防災機能の確保

阪神・淡路大震災での経験を活かし、河川がもつ延 焼遮断帯としての機能を確保すべく管理用通路を含め た河川区域を確保する。また、河川を緊急時の消火用 水・生活用水の水源として活用できるように取水ピッ トの設置など施設の整備に努める。

3 - 2 身近な環境空間の保全と創出

都市内の河川は動植物の生息・生育が可能な都市における貴重な自然環境を有する空間である。道路・公

園などの人工的施設ではなく、自然的施設である。このことを再認識し、住民にとって身近な自然とふれあうことができる、うるおいとやすらぎの空間として整備する。また、その整備にあたっては、「美しさ」、「歴史性」、「文化性」などが求められている。

3 - 3都市活動を支える空間

環境問題に対応するため、現在あまり利用されていない河川水熱を有効利用し、二酸化炭素などの環境負荷を低減させる。また、舟運の効果的な利用を進めるとともに、鉄道などの陸上交通との結節点として、船着き場の整備等について検討する。

また、連続した空間という河川堤防の特性を活かし、 上下水道、電気、光ファイバー等の都市のライフラインの収容空間として、まちづくりに有効に活用してい く。

4. 河川とまちづくりの一体的な整備事例

前述した河川が持つ様々な機能及び都市内において河川に期待されている役割等を念頭に置きながら、全国でまちづくりの中に河川が活かされた、あるいはまちづくりと河川とが一体的に整備された主な事例について紹介する。

4 - 1広島市「水の都整備構想」

(1)概要

- ・河川を意識した美しい市街地景観形成を図るため、 平成2年3月に広島市は国、県と協力し、河川の 整備をまちづくりの中心にとりいれた「水の都整 備構想」を策定した。
- ・まちづくり構想 (「水の都整備構想」) の中で河川 (水辺空間) が重要な構成要素、空間として認識され、位置づけられている。
- ・構想に基づきゾーン別の水辺づくりのテーマを策 定している。
- ・「水の都モデル整備事業計画」のモデル地区を定め、河岸緑地の整備、親水テラスの設置、川沿いの建築物のデザイン誘導などを実施している。

(2)広島市における関連する取り組み

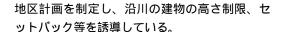
1)基町環境護岸、元安川親水護岸の整備

- ・旧太田川の左岸地区において、昭和58年に平和 記念公園への来訪者・観光客・市民の交流の場、 周辺公共施設との一体化、水辺の催しの場とし て周辺の環境に配慮した画期的な環境護岸が整 備された。(基町環境護岸)
- ・被爆50年にあたる平成7年3月、地元商店街から灯籠流しなど水辺を利用する際に、水辺に近づきやすくして欲しいとの要望を受け、平和記念公園と融合した護岸の整備がなされた。(元安川親水護岸)



写真 - 1 周辺の景観に合わせた護岸整備(基町環境護岸)

- 2) リバーフロント建築物等美観形成協議制度
 - ・平成元年に施行され、川を意識した良好な住宅 (リバーフロント住宅)の建設と、河岸の景観と 調和した美しいまち並みの形成を目指した建築 物の誘導を行うため、建築物の色やデザイン、 河岸へのアクセス等について協議する制度。
- 3) 古川リバーサイド地区計画
 - ・対岸からの良好な視覚を確保し、ゆとりある河 川空間を形成するため、住民の合意形成による



4 - 2 紫川 (北九州市)

(1)河川整備概要

名 称:二級河川紫川水系紫川

所 在:福岡県北九州市小倉北区中島二丁目~船

頭町

事業主体:北九州市

事業手法:マイタウン・マイリバー整備事業(指定

区間約2,000m)

都市小河川改修事業(北九州市) 河川環

境整備事業等

(2)概要

- ・昭和63年「マイタウン・マイリバー構想」の第1 号として指定を受け、河川改修事業とともに各種 の都市計画事業(市街地再開発、道路、公園など) が実施され、治水機能の向上と魅力的な沿川市街 地の形成が進められている。
- ・特に河川改修と市街地再開発事業との連携では、河川の拡幅部分の用地費を再開発の公共施設管理者負担金として再開発事業に提供することで河川改修用地を確保するとともに、河川の整備は背後の再開発事業に合わせた親水性の高い都市空間を創りだしている。
- ・紫川の整備にあたっては、計画段階から市民参加が行われ、平成5年には市民による財団も設立され、河川の管理や利用にも積極的な市民参加が行われている。



写真 - 2 景観に配慮した古川リバーサイド地区計画



写真 - 3 紫 川

4-3新町川(徳島県徳島市)

(1)河川整備概要

名 称:一級河川吉野川水系新町川

所 在:徳島県徳島市出来島本町~中州町

事業主体:徳島県、徳島市(公園)

事業手法:ふるさとの川整備事業(中州地区河川環

境整備事業、新町川水際公園整備事業、

土木施設景観創造事業など)

(2)概要

- ・新町川水際公園は昭和48年12月に都市計画決定され、シェイプアップマイタウン計画(地方都市中心市街地活性化計画)に基づき、昭和61年5月に事業認可、平成元年8月に竣工した。
- ・これによって、水を活かした新しい都市づくりが 本格的に始まった。
- ・平成2年3月に新町川水際公園の完成を契機として「新町川を守る会」が結成され、河川清掃やイベント開催等のボランティア活動を積極的に行っている。
- ・平成4年3月「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」が徳島市により策定され、地域に広がった河川網ネットワークとして地域構想が計画されている。
- ・また、平成5年3月に東新町商店街の活性化プランが同商店街振興組合によってまとめられた。現在、水際公園の対岸にボードウォーク等が整備され、買い物客の動線が両側の公園を結ぶ新町川沿いに向き、「線から面に」変わることにより地域の活性化が図られている。

4 - 4 北沢川(北沢川緑道、東京都世田谷区)

(1)河川整備概要

名 称:二級河川目黒川水系北沢川

所 在:東京都世田谷区代田2-17~三宿2-1

事業主体:世田谷区(緑道部分) 暗渠部分は東京都

の下水道事業

事業手法:身近な水辺環境再生事業(北沢川緑道部

分は環境庁所管)

(2)概要

- ・過去に汚濁の進行により蓋かけされた河川について、住民からの水辺復活の要望に応え、緑道内に 縦断的にせせらぎを創出している。
- ・せせらぎ水路の水は、下水道水を高度処理したも のである。
- ・構造的には上部のせせらぎ水路及び緑道部分と下 部の下水道幹線との二層構造となっている。
- ・せせらぎ水路部は野草、湿性植物などが植生され ている。
- ・設計案は住民参加による計画づくりにより、地域 住民の意見が十分反映されたものとなっている。
- ・行政と住民、さらには企業との意見調整にあたっては、「世田谷区まちづくりセンター」が中立公平 な立場で話し合える場を提供している。
- ・現在、市民グループと区が管理協定を結んで地元 管理を行っている。



写真 - 4 新町川ボードウォーク



写真 - 5 北沢川緑道

4 - 5 大阪アメニティパーク (OAP)(大阪市北区)

(1)河川整備概要

名 称:一級河川淀川水系大川

所 在:大阪府大阪市北区天満橋1丁目

事業主体:大阪府、大阪市(公園)

(市街地整備)三菱マテリアル(株)・三菱

地所(株)

事業手法:ふれあいの岸辺整備事業(府単独事業)

(2)概要

- ・河川沿いの工場跡地の有効利用を図るため、土地 利用の転換と良好な市街地形成を目的とする再開 発地区計画を定め、都市計画決定を行った。
- ・河川管理者は、背後地の再開発地区整備計画及び 毛馬桜之宮公園(大阪市)との一体的整備を図る ため、堤防形状を緩傾斜化し法面を植栽するなど 水辺に親しめる河川整備を行っている。
- ・OAPの敷地と河川空間の整備がオープンスペース として一体化されている。
- ・以前は水上バスが敷地前まで運行していたが、船 着き場がなかったため折り返していた。「ふれあい の岸辺整備事業」により船着き場が整備され、現 在は水上バスが停留する。



写真 - 6 大阪アメニティパーク

5.まちづくりへの河川の位置づけ方法

河川をまちづくりの中に積極的にとりいれ、まちづ

くりと一体的に整備を進めていくためには、都市内の河川をまちづくりの構想や「整備・開発・保全の方針」「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」等にきちんと位置づける必要がある。

また、まちづくりの主体である市町村では、「地域防災計画」や「緑の基本計画」等が作成されており、河川がもつ特性である防災機能、環境機能を活かすため、これらの計画に河川を位置づけることも重要である。このことにより、河川が有する機能、役割を幅広く周知することができる。

特に、河川を都市計画決定することは、今後の都市 内河川の整備を進めるうえで重要である。河川の都市 計画決定を行うと、区域内において建築制限がなされ、 河川改修事業の実施時の障害を抑制することができる メリットがある。一方、開発等を抑制することになる ため、市民へのアカウンタビリティーが重要となる。

このことは、河川管理者としての責務がいままで以上に生じることとなる。今後は河川管理者である国や地方自治体とまちづくりの主体である市町村の都市関係部局とで相互間の情報発信や技術的な支援などを行っていくことが必要である。

<参考文献>

- 1)河川審議会都市内河川小委員会中間報告: 「河川を活かした都市の再構築の基本的方向」、平成10年9月
- 2)建設省、広島県、広島市: 水の都整備構想、平成2年3月
- 3)広島市資料: 古川リバーサイド地区計画
- 4) 北九州市: 紫川整備計画、平成元年8月
- 5)徳島県: 徳島市内河川網ふるさとの川整備計画書、平成2 年6月
- 6)東京都世田谷区: 北沢緑道、烏山緑道及び目黒川緑道整備実施計画、 平成8年1月
- 7) 三菱地所㈱:大阪アメニティパークに関する提供資料